**訪問入浴・介護予防訪問入浴事業者自主点検表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 記入年月日 | 平成　　年　　月　　日 |  |
| 法　人　名 |  |
| 代表者（理事長）名 |  |
| 介護保険事業所番号 | ２ | ７ |  |  |  |  |  |  |  |  | 訪問入浴・介護予防訪問入浴 |
| 事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 記入担当者職・氏名 | （職）　　　（氏名） | 連絡先電話番号 | －　　　－ |

□　自主点検表記載にあたっての留意事項

（１）チェック項目の内容を満たしているものについては「適」、そうでないものは「不適」にチェックをしてください。

　　（２）その他については、具体的に記載してください。

**（１）チェック項目**

Ⅰ（基本方針）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　基本方針 | 運営方針は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。 | □ | □ | 基準44条 |
| （介護予防） | 運営方針は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。 | □ | □ | 予基準46条 |

Ⅱ（人員に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　看護職員　　年　　月のサービス提供を行った従業者の資格別人数について、確認する。 | 常勤換算方式で、１名以上か。（常勤・非常勤合計　　　人：常勤　　　人、非常勤　　　人）常勤換算数常勤換算数（平成　　年　　月実績）A　非常勤延勤務時間（　　　H）B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）A÷B＝（　　人）常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、32時間を下回る場合は32時間とする | □ | □ | 基準45条1 |
| ２　介護職員 | 常勤換算方式で、２名以上か。（常勤・非常勤合計　　　人：常勤　　　人、非常勤　　　人 ）常勤換算数常勤換算数（平成　　年　　月実績）A　非常勤延勤務時間（　　　H）B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）A÷B＝（　　人）常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、32時間を下回る場合は32時間とする | □ | □ |  |
| （介護予防） | 常勤換算方式で、１名以上か。（常勤・非常勤合計　　　人：常勤　　　人、非常勤　　　人）常勤換算数常勤換算数（平成　　年　　月実績）A　非常勤延勤務時間（　　　H）B　常勤者要勤務時間（　　　H/月）A÷B＝（　　人）常勤の要勤務時間数は、事業者において定める（就業規則、雇用契約）もので、32時間を下回る場合は32時間とする | □ | □ | 予基準47条 |
|  | サービスの提供は、当該事業所の看護師又は准看護師の資格を有する従業者が行っているか。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 勤務形態資格 | 常 勤（人） | 非 常 勤（人）※登録型は（　）内にうち数を記載 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 看護師 |  |  |  | （ 　） |
| 准看護師 |  |  |  | （ 　） |
|  |  |  |  | （ 　） |
| 合　　計 |  |  |  | （ 　） |

 | □ | □ |  |
| ３　常勤の従事者 | 看護職員又は介護職員のうち１人以上は、常勤となっているか。 | □ | □ | 基準45条2予基準47条2 |
| ４　人員に関する基準の　　みなし規定 | みなし指定の場合は、指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | 基準45条3予基準47条3 |
| ５　管 理 者 | 常勤で専ら当該事業所の管理業務に従事しているか。 | □ | □ | 基準46条予基準48条老企第25号3-1-1-(3)①② |
| 兼務である場合は、次のとおりであるか。1. 当該指定訪問入浴事業所の看護職員又は介護職員としての職務に従事する場合
2. 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

※　この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。

|  |  |
| --- | --- |
| 職　種 | 氏　　　　　　名 |
|  |  |
|  |  |

 | □ | □ |
| 管理者の交代があった場合には、遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ |

Ⅲ（設備に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　専用区画 | 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。また、利用申込の受付・相談等に対応できる適切なスペースを確保しているか。浴槽等の備品・設備等を保管するために、必要なスペース（駐車スペース等）があるか。・事務室････従業者数に見合った机・いす等が収容できるスペースが確保されていること。※他の事業と共有している場合は、それぞれの事業所ごとに明確に区分されていること。・相談室････利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保されていること。また、遮へい物の設置（壁、パーテーションによるもののほか、つい立や家具等によるものも可）により、相談内容が漏洩しないように配慮されたものであること。 | □ | □ | 基準47条予基準49条老企第25号3-2-2-(1)(2)(3) |
| 指定申請時点及びその後に変更届出が提出されている場合はその時点から専用区画に変更がある場合遅滞なく変更届出書の提出を行っているか。 | □ | □ | 法第75条則第115条 |
| ２　設備及び備品等 | 手指を洗浄するための設備等を備えるなど、感染症予防に必要な対策を行っているか。設備及び備品等について、衛生的な管理を行うための措置を行っているか。※利用者にかかる各種記録類等を保管するものにあっては、個人情報の漏洩防止の観点から配慮されたものになっているか。（扉がガラスでないもの、施錠可能なものほか）※手指を洗浄するための設備等、感染症予防のための設備、備品（洗面、消毒薬など）。※訪問に際して携行するもの（ガーゼ等の衛生材料、消毒薬、ディスポーサブルの手袋など） | □ | □ | 基準47条予基準49条老企第25号3-2-2-(1)(2)(3) |
| ３　訪問入浴のために必要な設備及び器材 | 下記の設備及び機材を確保しているか。・訪問入浴介護に必要な浴槽(身体の不自由な者が入浴するのに適したもの)・車両(浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの)・手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等 | □ | □ | 基準47条予基準49条老企第25号3-2-2-(1)(2)(3) |
| ４　設備に関する基準のみなし規定 | みなし指定の場合、指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されているか。 | □ | □ | 基準47条2予基準49条2 |

Ⅳ（運営に関する基準）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| 1内容及び手続の説明及び同意 | サービスの提供開始前に、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記載した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準8条2老企第25号3-1-3-(1) |
| 重要事項説明書について利用者の同意を得ているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書の内容に同意を得た場合は、利用者の署名・捺印を受けているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書と運営規程間で内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違していないか。 | □ | □ |
| 訪問入浴と介護予防訪問入浴を一体的に提供する事業所の場合は、重要事項説明書等各種必要書類について、訪問入浴と介護予防訪問入浴についてそれぞれ別に作成し使用しているか。 | □ | □ |
| 重要事項説明書には、利用申込者がサービスを選択するために重要な事項（下表で確認）を記載しているか。（重要事項記載事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など） | 有・無 |
| 運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、提供するサービスの内容及び提供方法など） | 有・無 |
| 管理者氏名及び従業者の勤務体制 | 有・無 |
| 提供するサービスの内容とその料金について | 有・無 |
| その他費用（交通費など）について | 有・無 |
| 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について | 有・無 |
| 専門相談員等の勤務体制 | 有・無 |
| 秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について | 有・無 |
| 事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む） | 有・無 |
| 緊急時の対応方法 | 有・無 |
| 苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | 有・無 |
| サービス内容の見積もり（サービス提供内容及び利用者負担額のめやすなど）（居宅除く） | 有・無 |
| 事業者、事業所、利用者（場合により代理人）による説明確認欄 | 有・無 |
| 高齢者の虐待防止に関する項目 | 有・無 |

 | □ | □ |
| サービスの提供開始について、利用者と契約書を交わしているか。・契約の内容は、不当に利用者の権利を侵害若しくは制限するものとなっていないか。・契約書の署名押印について、次のとおりとしているか。利用者側：利用者又は代理人の住所・氏名を署名の上、押印しているか事業所側：法人所在地・法人名称・法人代表者を記載の上、法人代表者印を押印しているか | □ | □ |
| ２　サービス提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービス提供を拒否していないか。・要介護度や所得の多寡等を理由にサービスの提供を拒否していないか。（提供を拒むことのできる正当な理由）①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問入浴を提供することが困難な場合である。・正当な理由により、サービス提供を拒否した場合は、その内容を記録しているか。（サービス提供を拒否したことの正当性を明らかにしておくためにも記録をすることが望ましい。） | □ | □ | 介基準・予基準9条老企第25号3-1-3-(2) |
| ３　サービス提供困難時の対応 | サービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介を速やかに行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準10条老企第25号3-1-3-(3) |
| ４　受給資格等の確認 | 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しているか。　（確認の具体的な方法：　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 介基準・予基準11条老企第25号3-1-3-(4) |
| 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供を行うに際し､その意見を考慮しているか。 | □ | □ |
| ５　要介護認定等の申請に係る援助 | 利用申込者が要介護認定等を受けていない場合に、要介護認定申請のために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準12条老企第25号3-1-3-(5) |
| 有効期間が終了する３０日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っているか。 | □ | □ |
| ６　心身の状況等の把握 | サービス担当者会議等を通じ、利用者の心身の状況や置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □ | □ | 介基準・予基準13条 |
| ７　居宅介護支援事業者等との連携 | 訪問入浴介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □ | □ | 介基準・予基準14条 |
| サービスの提供開始後も居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図っているか。 | □ | □ |
| ８　法定代理受領サービスを受けるための援助 | 利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定福祉用具貸与の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準15条老企第25号3-1-3-(6) |
| ９　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 | 居宅サービス計画が作成されている場合には、居宅サービス計画に沿ったサービス提供をしているか。 | □ | □ | 介基準・予基準16条 |
| 10　居宅サービス計画等の変更の援助 | 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合（利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、居宅サービス計画の変更が必要となった場合を含む。）は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助（支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明など）を行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準17条老企第25号3-1-3-(7) |
| 11　身分を証する書類の携行 | 従業者に身分証明証（事業所の名称、看護職員等の氏名、写真、職種を記載したもの）や名札を携行させ、利用者の申し出により提示するよう指導しているか。 | □ | □ | 介基準・予基準18条老企第25号3-1-3-(8) |
| 12　サービス提供の記録 | 利用者、事業者の双方が、サービス提供実績等の確認を行えるよう、また、利用者の心身の状況等把握したことについて、今後のサービス提供に活かすため、記録をとっているか。 | □ | □ | 介基準・予基準19条老企第25号3-1-3-(9)①② |
| 記録には、次の内容が記載されているか。・サービス提供日、提供時間、具体的なサービス内容、提供者の氏名等、利用者の心身の状況等、※サービス提供時間は、計画等の時間ではなく実際の時間を記録すること | □ | □ |
| 利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を提供しているか。 | □ | □ |
| 利用者（利用者ごとに記録簿を作成して）に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時（契約終了時や死亡時など）のこと | □ | □ | 介基準39条予基準37条 |
| 1. 利用料等の受領
 | 利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の１割（法令により給付率が９割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けているか。 | □ | □ | 介基準48条予基準50条老企第25号3-1-3-(10)①②④3-2-3-(1) |
| 法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴を提供した場合の利用料と居宅介護サービス基準額との間に、不合理な差額を生じさせていないか。※　なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定訪問入浴のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。イ　利用者に当該事業が指定訪問入浴の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。ロ　当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問入浴事業所の運営規程とは別に定められていること。ハ　会計が指定訪問入浴の事業の会計と区分されていること。 | □ | □ |
| 通常の事業実施地域内でサービス提供を行う場合、交通費の支払を受けていないか。 | □ | □ |
| 下記の利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用以外の支払を利用者から受けていないか。 ●利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用・利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費 ・利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用  | □ | □ |
| 利用料以外に利用者から支払いを受けることができる費用について、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。※交通費の記載例：公共交通機関を利用する場合はその実費をいただきます。自動車を使用する場合は、事業所から利用者居宅までの距離が○○キロメートルまでは○○円、○○キロメートルを超える場合は○○キロメートルごとに○○円をいただきます。など | □ | □ |
| 14　保険給付の請求のための証明書の交付 | 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービス費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っているか。 | □ | □ | 介基準・予基準21条老企第25号3-1-3-(11) |
| 15　領収証の交付 | 利用料等の支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付しているか。 | □ | □ | 法41条8 |
| 領収証には、保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはさらに個別の費用ごとに区分して記載しているか。 | □ | □ |
| 領収書には、医療費控除の対象となる額を明示して記載しているか。※平成１２年６月１２日厚生省事務連絡｢介護保険制度下での指定介護老人福祉施設の施設サービス及び居宅サービスの対価に係る医療費控除の取り扱いについて｣参照 | □ | □ |
| 償還払いとなる利用者に対しても領収書の交付を行っているか。 | □ | □ |
| 16　訪問入浴介護の取扱方針 | 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行なれているか。 | □ | □ | 基準49条50条予基準56・57条老企第25号3-2-3-(2)4-3-2-(1) |
| 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況により、訪問時に全身入浴が困難な場合は、利用者の希望により、「清しき」又は「部分浴(洗髪、陰部、足部等)」を実施するなど適切なサービス提供に努めているか。 | □ | □ |
| 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供しているか。  | □ | □ |
| 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等（入浴方法等の内容、作業手順、入浴後の留意点など）について、理解しやすいように説明を行なっているか。 | □ | □ |
| 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行なっているか。  | □ | □ |
| 一回の訪問につき、看護職員一人及び介護職員二人をもって行なっているか。また、これらの者のうち一人を当該サービスの提供の責任者としているか。 | □ | □ |
| 利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認しているか。また、利用者又は利用者の承諾を得て当該事業者が、利用者の主治医に確認することとし、併せて、次に確認すべき時期についても確認しているか。  | □ | □ |
| サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用しているか。・浴槽など利用者の身体に直に接触する設備・器具類は、利用者1人ごとに消毒した清潔なものを使用し、使用後に洗浄及び消毒を行なっているか。また、保管に当たっても、清潔保持に留意しているか。・皮膚に直に接するタオル等については、利用者1人ごとに取り替えるか個人専用のものを使用する等、安全清潔なものを使用しているか。・消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、当該従業者に周知しているか。（消毒方法等マニュアル　　有・無） | □ | □ |
| （質の評価） | 自らその提供する指定訪問入浴の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。※（居宅サービス事業のサービス評価の実施について（平成14年4月22日付け高第119号）により事業者あて通知した内容により実施しているか。） | □ | □ |
| 評価結果について、重要事項説明書に添付するなど積極的に公表しているか。※「居宅サービス事業のサービス評価の実施について」（平成14年4月22日付け高第119号）により事業者あて通知した内容により実施しているか。 | □ | □ |
| 17　緊急時の対応 | 指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □ | □ | 介基準51条予基準51条老企第25号3-2-3-(3) |
| 協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあるか。 | □ | □ |
| 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | □ | □ |
| 18利用者に関する市町村への通知 | 利用者について、次のいずれかに該当する状況が生じたことがあったか。1. 正当な理由なしに訪問入浴の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
 | □ | □ | 介基準26条予基準23条老企第25号3-1-3-(14) |
| 上記の状況があった場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知したか。 | □ | □ |
| 19　管理者の責務 | 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行っているか。 管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □ | □ | 介基準52条予基準52条老企第25号3-2-3-(4) |
| 20　運営規程 | 運営規程には、次の事項が定められているか。・事業の目的及び運営の方針 （有、無）・従業者の職種、員数及び職務内容 （有、無）・営業日及び営業時間 （有、無）・指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額　（有、無）・通常の事業の実施地域 （有、無）・サービスの利用に当たっての留意事項（有、無）・緊急時における対応方法（有、無）・高齢者虐待防止について（有、無）※変更届不要・その他運営に関する重要事項 （有、無）※サービスの利用に当たっての留意事項利用者が指定訪問入浴介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入浴前の食事の摂取に関すること等) | □ | □ | 介基準53条予基準53条老企第25号3-1-3-(17)3-2-3-(5) |
| 21　勤務体制の確保 | 利用者に対し適切な指定訪問入浴を提供できるよう、指定訪問入浴事業所ごとに、看護職員等の勤務の体制を定めているか。※指定訪問入浴介護事業所ごとに、管理者を含めて、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護職員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、兼務関係等を明確にしているか。 | □ | □ | 介基準30条予基準28条老企第25号3-1-3-(19)①②③ |
| 指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴事業の従業者によって指定訪問入浴を提供しているか。 | □ | □ |
| （研修機会の確保） | 従業者の資質向上のため、計画的な研修を実施しているか。 | □ | □ |
| 22　衛生管理等 | 従業者の清潔保持、健康状態の管理や設備、備品の衛生管理を行っているか。・従業者（常勤、非常勤）の健康診断の結果の管理を行っているか。・感染症予防の観点から感染予防マニュアルの作成等必要な対策を講じているか。 | □ | □ | 介基準31条予基準29条老企第25号3-1-3-(20) |
| 23　掲　　　示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。※掲示すべき内容（項目は重要事項説明書と同じ）①運営規程の概要（目的、方針、営業日時、利用料金、通常の事業の実施地域、サービス提供方法など）②従業者の勤務体制③秘密保持と個人情報の保護（使用同意など）について④事故発生時の対応（損害賠償の方法を含む）⑤苦情処理の体制及び手順、苦情相談の窓口、苦情・相談の連絡先（事業者、市町村、大阪府国民健康保険団体連合会など） | □ | □ | 介基準32条予基準30条 |
| 24　秘密保持等 | 従業者は業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしていないか。 | □ | □ | 介基準33条予基準31条老企第25号3-1-3-(21)①②③ |
| 従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じているか。※指定訪問入浴事業者は、当該指定訪問入浴事業所の看護職員等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めておくなどの措置を講じているか。※従業員の在職中及び退職後の秘密保持のため、就業規則、雇用契約、労働条件通知書、誓約書等で取り決めが行われているか。 | □ | □ |
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。（同意書様式：有　無、利用者：有　無、利用者の家族：有　無） | □ | □ |
| 25　広　　　告 | 内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 | □ | □ | 介基準34条予基準32条 |
| 26　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □ | □ | 介基準35条予基準33条老企第25号3-1-3-(22) |
| 27　苦情処理 | 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じているか。※「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。 | □ | □ | 介基準36条予基準34条老企第25号3-1-3-(23)①②③ |
| 苦情があった場合には、その内容等を記録しているか。また、記録は、整備し、その完結の日から２年間保存しているか。※組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。 | □ | □ |
| 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行っているか。 | □ | □ |
| 市町村及び国保連から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行っているか。また、改善内容について求めがあった場合には、報告を行っているか。 | □ | □ |
| 27　事故発生時の対応 | サービス提供時に事故が発生した場合、事故に対応した適切な処置をとるとともに、利用者の家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡を行うなどの体制をとっているか。・利用者に対する指定訪問入浴の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定福祉用具貸与事業者が定めておくことが望ましいこと。・指定訪問入浴事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | □ | □ | 介基準37条予基準35条老企第25号3-1-3-(24)①②③ |
| 記録は、整備し、その完結の日から２年間保存しているか。※事故・ひやりはっと事例報告に係る様式が作成されているか。又は事故・ひやりはっと事例報告に係る様式に記録されているか。その記録を保存しているか。 | □ | □ |
| 保険加入、賠償金の積み立てを行っているか。※賠償すべき事態において、速やかに賠償を行なうため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。 | □ | □ |
| 28　高齢者虐待の防止 | 従事者による利用者への虐待を行っていないか。 | □ | □ | 高齢者虐待防止法 |
| 研修の機会の確保など従業員に対して高齢者虐待防止のための措置を講じているか。（措置の具体的な内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ |
| 29　会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴事業（介護予防訪問入浴事業）とその他の事業とに区分して会計処理しているか。 | □ | □ | 介基準38条予基準36条老企第25号3-1-3-(25) |
| 30　記録の整備 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。利用者に対する指定訪問入浴の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しているか。・提供した利用者ごとの訪問入浴に関する具体的なサービス内容等の記録・市町村への通知に係る記録・苦情の内容等の記録・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録※その完結の日とは、当該利用者の利用終了時（契約終了時や死亡時など）のこと | □ | □ | 介基準53条の2予基準54条 |
| 31　変更届出の手続 | 運営に関する基準について、変更届出提出の該当事項があった場合、速やかに変更届出を大阪府に提出しているか。※変更した日から１０日以内に提出すること。（具体的な事項：　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □ | □ | 法第75条則第115条 |

Ⅴ－１（介護給付費関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | □ | □ | 老企第36号2-1-(1)①② |
| 金額換算の際の端数処理・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | □ | □ |
| ２　介護報酬の算定 | 訪問入浴介護費　1,250単位利用者に対して、看護職員１人及び介護職員２人がサービス提供を行った場合に算定しているか。※看護職員２人であっても差し支えない。 | □ | □ | 平12厚告19号の別表の２注1、注2、注3老企第36号2-3-(1)(2)(3) |
| 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で介護職員３人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。※看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 | □ | □ |
| 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施したときは所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | □ | □ |
| ３　中山間地域等における小規模事業所加算 | サービスを提供する訪問入浴介護事業所が次の地域にあり、１月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が２０回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算しているか。・中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)・１月当たりの延訪問回数は、前年度の（４月１日から２月末）の１１ケ月分の１月当たりの平均延訪問回数とする。　　　※前年度の実績が６月に満たない事業所（新規事業所又は再開した事業所を含む。）については、直近の３月における１月当たりの平均訪問回数を用いるものとする。・大阪府へ届出の上、算定しているか。 | □ | □ | 老企362-3-(4) |
| ４　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 上記の中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問入浴介護を行った場合に加算しているか。・当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収していないか。 | □ | □ | 老企362-3-(5) |
| ５　サービス提供体制強化加算 | 大阪府へ届出の上、算定しているか。次の基準に適合しているか。①事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。　　・個別具体的な研修の目的、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。　　・定期的な会議については、すべての訪問入浴介護従業者が参加しなければならない。ただし、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。　　・定期的とは、概ね１か月に１回以上開催されている必要がある。　　・会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。　　・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」は、少なくとも次の事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。　　　　　○利用者のＡＤＬや意欲　　　　　○利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望　　　　　○家族を含む環境　　　　　○前回のサービス提供時の状況　　　　　○その他のサービス提供に当たって必要な事項③事業所のすべての訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。　　・常勤、非常勤を問わずすべての訪問入浴介護従業者について、少なくとも年に１回以上実施しなければならない。　　　　※従業者が自己負担で健康診断を受けた場合は、その診断結果を入手することで差し支えない。④事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。　　・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。・ただし、平成21年度の1年間においては、すべての事業所について及び平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)についてのみ、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。※ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出（変更届け）を提出しなければならない。・したがって、新たに事業を開始し、又は再会した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。・なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。　　・同一の事業所において介護予防訪問入浴介護従業を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。・勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。・勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 | □ | □ | 老企362-3-(6) |
| ６　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間、訪問入浴介護費を算定していないか。 | □ | □ | 平12厚告19号の別表の２注7 |

Ⅴ－２（介護予防給付費関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 内　　　　　　　容 | 適 | 不適 | 根拠 |
| １　端数処理 | 単位数算定の際の端数処理　・単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っているか。 | □ | □ | 老計・老振　老老発031700号　2-1-(1)①② |
| 金額換算の際の端数処理・算定された単位数から金額に換算する際に生ずる１円未満（小数点以下）の端数があるときは、端数を切り捨てているか。 | □ | □ |
| ２　介護報酬の算定 | 訪問入浴介護費　854単位利用者に対して、看護職員１人及び介護職員１人がサービス提供を行った場合に算定しているか。※看護職員２人であっても差し支えない。 | □ | □ | 平成18厚告127の別表の2注1、注2、注3老計・老振　老老発031700号2-3-(1)、 (2)、 (3) |
| 入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で介護職員３人が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。※看護職員が含まれている場合であっても、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定しているか。 | □ | □ |
| 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施したときは所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。 | □ | □ |
| ３　中山間地域等における小規模事業所加算 | サービスを提供する介護予防訪問入浴介護事業所が次の地域にあり、１月当たりの延訪問回数(前年の平均延訪問回数)が５回以下の事業所である場合に、利用者の同意を得て加算しているか。・中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部(山田)、能勢町の一部(東郷、田尻、西能勢)・大阪府へ届出の上、算定しているか。 | □ | □ | 老計・老振老老発031700号2-3-(5) |
| ４　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 上記の中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防訪問入浴介護を行った場合に加算しているか。・当該加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費は徴収していないか。 | □ | □ | 老計・老振老老発031700号2-3-(5) |
| ５　サービス提供体制強化加算 | 大阪府へ届出の上、算定しているか。次の基準に適合しているか。①事業所のすべての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、介護予防訪問入浴介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。　　・個別具体的な研修の目的、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。②利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は事業所における介護予防訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。　　・定期的な会議については、すべての介護予防訪問入浴介護従業者が参加しなければならない。ただし、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループに分かれて開催することで差し支えない。　　・定期的とは、概ね１か月に１回以上開催されている必要がある。　　・会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。　　・「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」は、少なくとも次の事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。　　　　　○利用者のＡＤＬや意欲　　　　　○利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望　　　　　○家族を含む環境　　　　　○前回のサービス提供時の状況　　　　　○その他のサービス提供に当たって必要な事項③事業所のすべての介護予防訪問入浴介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。　　・常勤、非常勤を問わずすべての訪問入浴介護従業者について、少なくとも年に１回以上実施しなければならない。　　　　※従業者が自己負担で健康診断を受けた場合は、その診断結果を入手することで差し支えない。④事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数３年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。　　・職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。・ただし、平成21年度の1年間においては、すべての事業所について及び平成22年度以降においては前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)についてのみ、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。※ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第一の5の届出（変更届け）を提出しなければならない。・したがって、新たに事業を開始し、又は再会した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。・なお、介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。　　・同一の事業所において訪問入浴介護従業を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。・勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。具体的には、平成21年4月における勤続年数3年以上の者とは、平成21年3月31日時点で勤続年数が3年以上である者をいう。・勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 | □ | □ | 老計・老振老老発031700号2-3-(4) |
| ６　サービス種類相互の算定関係 | 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間、訪問入浴介護費を算定していないか。 | □ | □ | 平成18厚告127の別表の2注7老計・老振　老老発031700号2-1-(2) |